

市内一円道路清掃業務（単価契約） 2 工区

仕 様 書

1. 本業務は、大阪府都市整備部監修「土木請負工事必携」「土木工事共通仕様書」に基づくほか、下記によるものとする。
2. 本業務は、一般交通に支障を来さないよう留意のうえ作業すること。
3. 沿道の住民より直接の苦情及び意見があった際は、丁寧に対応し、結果を市監督職員（以下、監督職員）に書面にて報告すること。但し、緊急を要する場合は、口頭による報告を認めるものとする。
4. 業務着手前に提出が必要な書類は、期日内に提出し、特に作業手順・工程管理については監督職員と十分な打合せを行うこと。また、路線別の工程表及び業務計画書を提出し、監督職員の承諾を得ること。
5. 作業を実施するにあたり、作業場所、作業順序、工程表明記した作業計画書を作成し、当該作業月の最初の作業日前までに提出し承諾を得なければならない。
6. 低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域の環境保全に配慮すること。
7. 機械清掃工は、散水車による適度な散水を行い、スqueegeeにより清掃を行うこと。尚、機械清掃の困難な箇所については、人力による作業を実施すること。また、台風時期、及び落葉時期については、監督職員と協議の上、ダンプ車を追従して走行させ、路面清掃を実施すること。
8. 機械清掃にて集積した廃棄物は作業終了後、速やかに豊中市維持修繕課が指定した処分場へ運搬すること。また、桝清掃等にて集積した産業廃棄物についても、豊中市維持修繕課が指定した処分場へ運搬すること。
9. 本業務中は、前後に注意標識・作業標識（黄色の回転灯及び作業中の表示）等を見やすい箇所に表示し、交通整理員を配置する等、一般交通の支障を来さないよう最善を尽くすこと。尚、事故が発生した場合は、

受託者の責任において処理すること。また、作業時間については、路線により時間帯を別途指示する場合がある。

- 1 0. 散水に必要な水は、原則として作業開始時に給水を行い、本業務作業中には給水しないこと。
- 1 1. 作業完了時、監督職員に報告すること。また、手直し等の指摘を受けた場合は速やかに対応すること。
- 1 2. 作業日報、作業写真は作業完了後速やかに提出すること。作業写真は、黒板等に業務委託名・受託者名・作業年月日・路線名・暗証番号及び作業箇所・作業前・作業後を記入し、撮影すること。撮影箇所は、1 路線毎に2ヶ所以上とする。また、撮影箇所数は監督職員の指示により変更する場合がある。
- 1 3. 路線と延長については、路線の汚損状況により変更する場合がある。
- 1 4. 作業に際しては、監督職員との連絡体制を整え、緊急時においても対処できる体制を図ること。
- 1 5. 落ち葉除去作業については、歩道・植樹帯の落ち葉又枯れ落ちた枝等の清掃作業とし、歩行者、自転車等に注意して安全対策を行い、分かりやすい場所に作業中看板を設置し作業すること。
- 1 6. 本件は3回払い（9月・12月・3月の末締め）で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。委託料の算定方法は、受託者の提出した作業報告書に基づき積算された総距離や集水桝箇所数に各条件の契約単価を乗じた額、交通誘導員に契約単価を乗じた額及び塵埃の処分費金額の合計金額とする。
- 1 7. 豊中市伊丹市クリーンランドに運搬した処分費は、1tあたり10,500円とする。
- 1 8. 本業務にあたり、疑義が生じた場合は速やかに文書にて提案し、監督職員と協議の上、指示を受けること。